

建設水道委員会記録

○開催日時

平成27年11月17日 午後1時27分～午後2時55分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（5人）

委員長 宮里兼実
副委員長 下園政喜
委員 川畑善照

委員 新原春二
委員 谷津由尚

○欠席委員（1人）

委員 大田黒 博

○その他議員

議員 杉 蘭 道 朗
議員 井 上 勝 博

議員 持 原 秀 行
議員 帯 田 裕 達

○説明のための出席者

水道局長 落合正浩

水道管理課長 元石功一

○事務局職員

議会事務局長 田上正洋
議事調査課長 道場益男

主 幹 久米道秋

○審査事件等

付 託 事 件 名	所 管 課
議案第162号 薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について	水 道 管 理 課
議案第163号 薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	

△開 会

○委員長（宮里兼実）ただいまから、建設水道委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を求めます。

ここで、傍聴の取り扱いについて申し上げます。現在のところ傍聴の申し出はありませんが、会議の途中で傍聴の申し出がある場合は、委員長において随時許可をいたします。

△議案第162号—議案第163号

○委員長（宮里兼実）それでは、去る11月9日の委員会において、審査を一時中止しておりました議案第162号及び議案第163号の議案2件を一括議題とします。

まず、前回の委員会を踏まえ、当局が改めて水道料金の試算を行ってもらうこととしておりました。ついては、試算結果について当局に説明を求めます。

○水道局長（落合正浩）それでは、前回の委員会におきまして段階的な値上げにつきまして、例えば、初年度の平成28年度を10%にできないかということでございましたので、それらにつきまして試算いたしましたので御報告いたします。

前回、11月9日に提出してあります議会資料をもって説明いたします。

まず、改定率18.4%を10%といたしますと、料金収入におきましては、約1億1,000万円が減額となります。これを補うために、資料の表、下の段に、繰越現金内訳の上から3段目、減債積立金1億672万6,053円と、その二つ下、建設改良積立金の2,330万2,000円を充てることで、平成28年度は改定率10%でも何とか経営できる見込みとなりました。

ただし、この約1億1,000万円につきましては、平成29年度の積み立てが減額することになります。結果、平成29年度以降の損益勘定留保資金がそれぞれ約1億1,000万円の減額となる見込みでございます。

そういうことから、平成28年度の1年間につ

いて、10%という形では何とかいくのではないかというふうに判断したところでございます。今回は、詳細な計算書はお示しできておりませんが、現在、来年度予算を編成する時期でございまして、平成28年度が改定率10%と決定いたしましたならば、その具体の予算を3月議会に提案することになると考えているところでございます。

以上で、試算結果の報告を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○委員長（宮里兼実）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑願います。

○委員（新原春二）いろいろと忙しい中に、こういう試算をしていただきまして大変ありがとうございました。

今、平成28年度の10%で1億1,000万の減になっているということであります。それは当然、最初から想定をされたわけで、大体18.4%、約4億から約5億になるだろうっていう想定をされておりましたから、この1億1,000万を、相当減額をするという意味で、後年度にまたそれが引き継いでいかれるということでありました。

前回、初年度で10%でもって、段階的にしていくのは2年ぐらいの段階が必要になるんじゃないかということで、15%を2年度でという話をさせていただきました。そのときに2年度で、平成29年度で15%という額をした場合に、これが、すれば5,000万程度になるのかなというふうに、今、簡単な概算が想定をされるわけですね。

そうした場合に、今、説明がありましたように、その原資を、前回、内部留保で6,500万ちゅうのが大体想定をされてるというふうに話がありましたが、そうした内部留保の来年度使える6,500万（後刻発言訂正あり）を、その分で5,000万程度の2年度の、平成29年度の15%というものに持っていけなかったかどうか。そこ辺のちょっと経過をお知らせください。

○水道局長（落合正浩）その6,500万というのがちょっと……。

○委員（新原春二）ごめん、6億5,000万。ごめん、ごめん。

○水道局長（落合正浩）この表の一番、合計の上にあります損益勘定留保資金というものが平成26年度決算におきましては6億6,700万ほど

出ておりますけれども、これにつきましては、決算の中でも御報告いたしました、繰り越しが4億2,000万ほどございます、平成26年度から平成27年度に。要するに、平成26年度に支払い義務が生じなかった部分も含んでおりますので、実際その部分を使いますと、これも2億4,500万しかないという形になっております。ですから、内部留保資金につきましても非常にぎりぎりの段階であるということをお理解いただきたいと思います。

○委員（新原春二）わかりました。向こう10年間の平成28年度から平成37年度の事業見込み、事業のあり方について一覧表を先般出していただきましたけれども、簡易水道の統合、それから施設の老朽化に伴う10年間の過程を含めれば、18.4%ってもう仕方がないのかなと私自身も思っています。そういう中で、市民の懐から出てくる水道料金でありますし、当然、公共料金が一番最たるものというふうに思っている関係で、そうした段階的なクッションをすべきじゃないのかということで、そういう提案があったわけです。当然、事業をするわけですから、最初から18.4%でやれば非常にやりやすいんですけども、そういう中で、初年度で1億1,000万、減をするってことを決断をされた、そのことについては非常に評価をしたいと思います。2年度からのその分につきましては、もう仕方がないのかなってというのは、今、答弁を聞きながら、私も試算をしながら、後年度にずっと引き継いでいくんだったら、それはまずいなというふうに考えを持っていますし、今回の、平成28年度10%、それから、2年度からは18.4%ということについては、了解をしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（宮里兼実）ほかに。

○委員（谷津由尚）御検討ありがとうございます。

質問、一つなんですけど。当初の議会資料の数字でいきますと、ちょっと私、今、ここに持ってないんですが、たしか平成30年が一番、投資も始まって、しかし、まだ減価償却とかそちらからの、はね返りも少ないという状態で、一番利益的に厳しい——お金のキャッシュフローが一番厳しい、年だと思えますけど。その次からは、減価償却とか資産減耗費なんかからどんどん出てきま

すので、ある程度回っていくのかなということは、あの資料から判断はできたわけですけど。今回、新原委員もおっしゃったように、来年度10%、再来年から18.4%という、これについては、あと本当はワンクッション欲しいところなんですけど、いたし方ないなという気持ちです。

ただ、私の質問は、次の値上げのタイミング、つまり法的には5年スパンとか3年スパンとか、前回の委員会でも5年スパンで見ておられるということはおっしゃったわけですけど、そうやっていくと、次の5年目が見直しの時期になると思うんです。ただし、今回の事業というのは10年スパンですので、この10年のスパンを見込んで18.4%という形に持っていけますと、次の5年目では、どうなんでしょう、減価償却費とかそこらからのバックもあって、ここはもう全然問題なく行けるのではないのかなと。つまり6年目、7年目以降の事業も、1年目が10%に落とされても、最初の3年、4年は厳しいと思いますが、あとはうまくそのまま回っていくのかなというふうに、ちょっと頭の中でさっと計算したんですけど、その辺についてはいかがお考えですか。

○水道局長（落合正浩）今、おっしゃいましたように、当初積み立てておくべきものを今回、使いますので、その分が後年度に行くわけでございます。今後、10年間の事業計画の中で、5年間の財政計画という形でやりましたが、この5年間でやっぱり大きな収入源となるような、まず要因がないこと。それと、通常の修繕で賄えないような大きなもう災害がないことを前提といたしますと、この計画の中で1億1,000万の部分を何とか後年度以降に先送り、影響がないような形での工夫、実際はもう1億1,000万は減っているわけですけども、これが5年を過ぎた後についても、これ以上のマイナスにならないような各年度のチェックといいますか、そういうことはかけていきたいと考えております。ですから、今のところ言えるのは、当面5年間を目標に行きますけれども、6年目以降についてもできるだけ値上げをしないように、もし、するとしても非常に小さな幅になるような形をやっぱり見据えていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員（谷津由尚）ありがとうございます。ぜひ、そのように進められることを願っております。

もう一つ、実は前回の委員会で非常に難しいことを質問させていただいたんですが、市民生活とか市の経済に与える影響の調査というのは、非常に専門的技術で難しいと、今のところそれはできないというご答弁だったんですけど。私の方からお願いさせていただいて、企画政策部と連携をしてもですね、何とかしてシステムをつくってほしいと。まだ一週間しかたっておりませんが、何か方向性的なものが、その一週間で、もし見つかったのであれば、ちょっと教えていただきたい。まだ何もなければ、なしで結構です。

○水道局長（落合正浩） いろんなところからですね、やっぱりそういう具体の影響については知りたいことは聞いております。ただし、はっきり申し上げまして、まだ、そこまで着手できておりません。たとえば、どういう手法をつくって、どういう評価ができるかっていうことも含めて、水道局だけではなく、市全体としてもそういう方向性が示せるようなシステムづくりというものも、今後大事だと思っておりますので、そこは今後、研究させていただきたいと考えております。

○委員長（宮里兼実） ほかにありませんか。質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

○議員（井上勝博） 今のお話を聞いていますと段階的とかいうことになるのかと思うんですけども。ただ、平成29年というのは消費税の8%から10%に引き上がるということも、政府は進めようとしておるわけで。この18.4%というのは消費税は考えてないわけですよね。その辺はですね、自主的に2%と上がるということになるのかなと。要するに20%になるということなのかなというふうに思うんですが。そこら辺の試算というか、それはどういうふうに考えておられますか。

○水道局長（落合正浩） 消費税につきましては、私たちがそっくりいただけるものではなくて、それはそのまま、地方消費税という形でいきますので、一回、料金でお預かりしたものを納付していく形となります。だから、水道事業そのものは、この試算のとおりいくんですけども、消費税というものは、それとはまた別の形で出てまいります。ただし、住民の方々にとっては、当然負担する中身はふえてくるという形でありますから、その部分は、やはり住民負担というものは大きな

るであろうというふうに考えております。

○議員（井上勝博） 水道局として徴収するお金ではなくて、国のほうに納めるわけですから、それはそうなんですけど。利用者から見れば、段階的とはいえ、非常に大きな負担が2年続くということになるわけでありまして、これはやっぱり決してこれでいいというふうには私は……。市民が納得してくれるのかなと思うんです。それで、今回の簡易水道と水道が統合するということによって減価償却費がふえて、その分、引き上げなきゃいけないということについては否定されていらっしゃるわけですけども。やはり国のほうとして簡易水道のほうに国の負担金、負担金っていうんでしょうか、補助金でしょうか、そういうのが行くわけですよね。そうすると、本土の簡易水道がなくなり水道になることによって簡易水道への国の負担金、補助金、もしくは、どう呼ばいいんでしょうか、それがどのぐらい減額になるのか、この5年間でどのぐらいの減額になるのかっていうのはお答え願えることはできますか。

○水道管理課長（元石功一） 簡易水道は国の補助をもらって整備を進めてきましたが、事業を統合した後につきましては、やはり補助事業の採択を受けるためには、採択基準っていうのがございます。それをクリアしたならば、そういった補助事業を使うことができますが、補助費がどれだけ減るか、そういった試算は現在のところ、していないところでございます。

○委員長（宮里兼実） ほかに、番外議員ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実） 質疑は尽きたと認めます。ここで休憩します……。

○委員（新原春二） 休憩に入る前に、まだあるんですが、今回、10%ということで、今、回答をいただきました。これについては、もうきちんとしていただくことを確信をするんですけども、ただ、ここで協議会に切りかえてもらっていいですか。

○委員長（宮里兼実） 協議会に切りかえます。

~~~~~

午後1時46分休憩

~~~~~

午後1時48分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）再開します。

ここで休憩をとって、第一委員会室に委員の皆さんは集まって、そこで協議をしますので、しばらく。

~~~~~

午後1時48分休憩

~~~~~

午後2時44分開議

~~~~~

○委員長（宮里兼実）引き続き、会議を開きます。

それでは、これらの議案の取り扱いについて御意見はありませんか。

○委員（谷津由尚）修正案を提出をしたいと思います。

○委員長（宮里兼実）ただいま谷津委員から、会議規則第102条の規定に基づき修正案提出の声がありますので、これらの議案とあわせて議題とします。

書記に修正案の配付をさせます。

〔修正案配付〕

○委員長（宮里兼実）ただいま修正案の文書をお配りしましたが、発議者である谷津委員から修正案の内容について説明をお願いします。

○委員（谷津由尚）それでは、議案第162号及び163号、両議案に対しましての修正案を説明をいたします。

まず、議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例に対する修正案を説明いたします。

なお、説明は、修正案の内容を読み上げて説明とさせていただきます。

議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成28年度分の水道料金に限り、改正後の第6条の規定の適用については、同条の表中、677円とあるのは629円と、1,353円とあるのは1,257円と、2,031円とあるのは1,886円と、2,933円とあるのは2,724円と、5,187円とあるのは4,819円と、8,908円とあるのは8,276円と、2万72円とあるのは1万8,648円と、3万5,408円とあるのは3万

2,895円と、73円とあるのは68円と、124円とあるのは115円と、169円とあるのは157円と、204円とあるのは189円と、429円とあるのは398円と、226円とあるのは210円と、1,343円とあるのは1,247円とする。

次に、議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例に対する修正案を御説明いたします。

議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例案の一部を次のように修正する。

附則に次の1項を加える。

3 平成28年度分の水道料金に限り、改正後の第23条の規定の適用については、同条の表中、677円とあるのは629円と、1,353円とあるのは1,257円と、2,031円とあるのは1,886円と、2,933円とあるのは2,724円と、5,187円とあるのは4,819円と、8,908円とあるのは8,276円と、2万72円とあるのは1万8,648円と、3万5,408円とあるのは3万2,895円と、73円とあるのは68円と、124円とあるのは115円と、169円とあるのは157円と、204円とあるのは189円と、429円とあるのは398円と、1,343円とあるのは1,247円とする。

以上で説明を終わります。

○委員長（宮里兼実）それでは、ただいま修正案について説明がありましたが、これより質疑に入ります。御質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）質疑はないと認めます。

それでは、修正案について質疑が終了しましたので、これより、それぞれ討論、採決を行います。

まず、議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

ここで、あらかじめ申し上げておきます。

議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の制定について、谷津委員から修正案が提出されておりますので、まず、修正案について採決をします。

本修正案に賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（宮里兼実）起立多数であります。よって、修正案は可決すべきものと決定しました。

次に、修正議決した部分を除く議案第162号薩摩川内市簡易水道事業及び飲料水供給事業条例の一部を改正する条例の原案について採決をいたします。

それでは、修正部分を除く部分を、原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（宮里兼実）起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）討論はないと認めます。

これより採決を行います。

ここで、あらかじめ申し上げておきます。

議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定については、谷津委員から修正案が提出されておりますので、まず、修正案について採決します。

本修正案に賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（宮里兼実）起立多数であります。よって、修正案は可決すべきものと決定しました。

次に、修正議決した部分を除く議案第163号薩摩川内市水道事業給水条例の一部を改正する条例の原案について採決いたします。

それでは、修正部分を除く部分を、原案のとおり可決すべきものと認めることに賛成する委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（宮里兼実）起立多数であります。よって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

△委員会報告書の取扱い

○委員長（宮里兼実）以上で、日程の全てを終わりましたが、委員会報告書の取りまとめについては、委員長に御一任いただくことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（宮里兼実）御異議なしと認めます。よって、そのように取り扱います。

△閉 会

○委員長（宮里兼実）以上で、本日の日程を全て終了しましたので、建設水道委員会を閉会いたします。大変御苦労さまでございました。

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会建設水道委員会
委員長 宮 里 兼 実